

お知らせ

大崎消防本部から

(加美町の発足に伴う「119番」通報の受付及び情報伝達方法の一部変更について)

「加美町」の発足に伴い、大崎広域消防本部では「加美町」管内から通報された119番の受付及び住民皆さんへの災害情報の伝達について、平成15年4月1日から次のとおり実施いたします。

皆さんの御理解と御協力についてよろしく御願いたします。

- (1) 皆さんから通報された119番通報は、現在と同じく大崎広域消防本部指令センター(古川市北町三丁目2番20号)につながります。受付けた職員は、災害の発生場所を確認するため、通報された方に「加美町」による新住所と併せて「加美町」以前の旧住所をお聞きする場合があります。
- (2) 現在、小野田町と宮崎町で実施している指令システム住民広報(町内で発生した火災について、指令センターから「町のオフトーク通信」を通して災害情報を提供)は「加美町」発足後においても行われます。広報される内容は「加美町」内で発生した「火災」について、発生から鎮火に至る情報です。
- (3) 大崎地域で発生した「火災」や「救助」等の災害情報を、電話でお問い合わせの住民皆さんにお応えする「災害情報案内システム(テレドーム・テレガイド)」は「加美町」の発足後においても引き続き運用されます。

テレドーム 0180-992-550 同時に複数の方からの問い合わせにお応えできます。

PHSからはつながりません。

テレガイド 0229-21-0911 回線が1本のため同時に複数のお問い合わせにはお応えできません。PHSからもつながります。

登記に関して

平成15年4月1日に、加美郡のうち「中新田町」「小野田町」「宮崎町」の三町が合併して「加美町」になることに伴い、登記について以下のとおりお知らせします。

1. 町名の変更に伴う不動産の所在変更、商業・法人の本店及び主たる事務所の変更登記は、職権により法務局において順次処理します。すべての処理の完了にはおよそ3ヶ月を要する予定です。

それまでの間、変更前の町名で「登記事項証明書」「登記事項要約書」等が交付されることがありますが、ご了承願います。

なお、三町合併に伴う町名の変更は、不動産登記法第59条及び商業登記法第26条により変更したものとみなされます。

しかし、不動産の登記名義人・権利者の住所や本店、商業・法人の代表者の住所などの変更登記が必要なときは、登記申請書をご用意しておりますので、各所有者や権利者において変更登記の申請をしてください。

2. 4月1日以降に「加美町」での会社等の設立、商号変更又は目的変更の登記の申請を予定されている方は、中新田町、小野田町、宮崎町について類似商号調査をお願いいたします。

以上の点について、詳しくは法務局窓口でご相談願います。

お問い合わせ先

仙台法務局古川支局

古川市旭町六丁目3 - 1

0229-22-0510